

# バリアフリー法施行令（建築物分野）の改正について

- 不特定多数の者が利用する、又は主として高齢者、障害者等が利用する等の特別特定建築物について、一定の規模以上の建築を行う場合に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けている。
- 今般、義務付け対象となる特別特定建築物に公立小中学校等を追加する等、所要の改正を行う予定。

## 特定建築物【令第4条】

### 多数の者が利用する建築物

(例)「学校」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」など

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

## 特別特定建築物【令第5条】

### 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物等

(例)「特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注：条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

- 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

注：条例により、面積要件の引下げ可

※増改築部分のみが義務化の対象

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】

### 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

- (例)
- 敷地外から利用居室までの経路の1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（敷地内通路、出入口、廊下、EV等）にしなければならない
  - 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するトイレを設ける場合には、車椅子使用者用のトイレを1以上設ける など。

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

注：条例により、必要な事項の変更可

# 主なバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）

## 出入口

### ○主な基準

出入口の幅	80cm以上※
-------	---------

※ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準



## 廊下等

### ○主な基準

廊下の幅	120cm以上※
------	----------

※ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準



## 傾斜路

### ○主な基準

傾斜路の幅	120cm以上※1,2
手すり	片側設置※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準  
 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



## エレベーター及びその乗降ロビー

### ○主な基準

出入口の幅	80cm以上※
かごの奥行き	135cm以上※
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※

※ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準



## 便所

### ○主な基準

車椅子使用者用便房の数	1以上※
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	1以上※

※ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合



※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・ 階段
- ・ 敷地内の通路
- ・ 駐車場
- ・ 標識
- ・ 案内設備 等